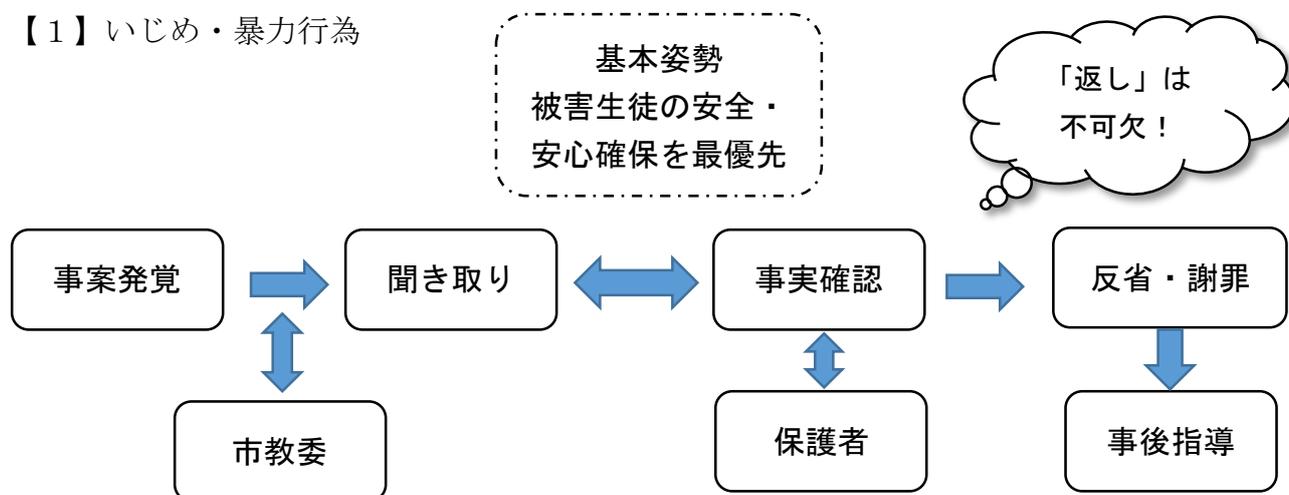


〈生徒指導上の課題解決に向けた対処の手順について〉 美作市立勝田中学校

【1】いじめ・暴力行為



① 事案発覚【即時対応】

- ・生徒からの申し出（生活アンケート、生活ノート、相談など）
→該当生徒からの申し出が最も望ましい。
授業より大切な課題であり、最優先事項として対応する。
必ず、申し出た生徒に指導の結果と今後の対応策が理解できるようにする。
周囲の生徒からであっても、直接、生徒からの情報が得られるよう、平素から生徒と教職員との信頼関係を築く。
- ・保護者からの申し出
→該当生徒の保護者、他の保護者、いずれの場合も貴重な情報提供であり、即時、対応する。
指導の結果と今後の対応について説明する。
- ・その他（地域、市教委、関係機関など）
→外部からの情報提供にも丁寧に、迅速に対応し、必ず結果を返す。
該当生徒や保護者が申し出ないことを謙虚に反省し、改善策を図る。

② 聞き取り

- ・該当生徒→個別に、時系列でメモを取りながら、事実確認する。
被害生徒の安心を最優先に、丁寧に詳細に聞き取りを進める。
加害生徒が簡単に否認しないよう、具体的な事実を丹念に詰める。
該当生徒の発言に矛盾がないかを確認しながら、聞き取りを行った教員間で細かく照合し、該当生徒に最終確認する。
教員が正確に事実関係を把握するとともに、該当生徒が納得できる内容をまとめるように、配慮する。
- ・周囲の生徒→必要に応じて、周囲の生徒に事実確認し、正確な把握に努める。
第三者に事情を聞く場合は、公にしない内容を配慮すること。

③ 事実確認

・関係生徒による聞き取りを元に、最終的な事実確認をして時系列の記録をまとめる。

・記録を元に、教職員間で共通理解し、今後の指導について確認する。

④ 市教委への報告

・事案発覚直後に、第一報を入れる。

・指導の経過について、適宜、連絡・相談・調整しながら、適切な指導を進める。

・最終的な指導経過記録による報告と共に、事後の状況も報告する。

⑤ 保護者への説明

・個別の家庭訪問で、事実関係を丁寧に説明し、今後の指導について確認する。

・必要に応じて、学校での確認の場を設ける。

⑥ 反省文

・加害生徒には、事実関係と反省の気持ち、今後の在り方等について文章でまとめさせ、学校で保管する。

・反省文については、教員がいる場所で書かせ、落ち着いた環境の元で、自らを見つめる時間になるよう配慮し、今後の学校生活に資するものにする。

⑦ 今後の確認

・当事者間の謝罪、保護者同伴の謝罪も含め、社会的・道義的責任の取り方を学習させる。

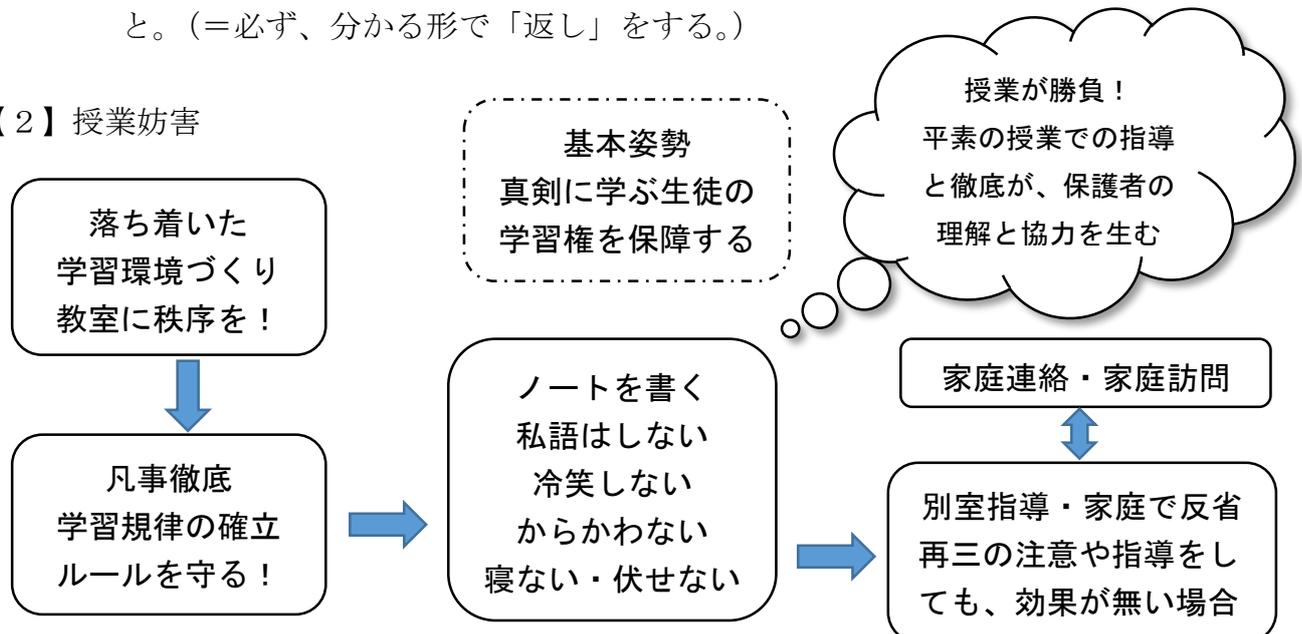
・被害生徒が安全・安心に学校生活を送ることが最優先であり、生徒の事後ケアも含め、細心の注意を払う。

・事案の程度により、加害生徒による家庭での反省も含め、保護者と十分に協議し、学校の指導方針への理解と協力を得る。

⑧ 返し

・指導にあたっては、完了前でも、適宜、関係生徒・保護者、教職員、市教委（必要に応じて地域や関係機関）に指導の経過や結果についてこまめに連絡をとること。（＝必ず、分かる形で「返し」をする。）

【2】授業妨害



① 授業での指導

- ・授業妨害の要因を把握する。
 - 教師側の要因→授業で生徒をつかむ。
「授業がわからない」「授業がつまらない」「先生の声が聞き取りにくい」
「指示がくどい」
 - 生徒側の要因→事象だけでなく、生徒の人間関係や背景を理解する。
「話しかける生徒がいる」「いたずらをする生徒がいる」「退屈をして遊ぶ」
「文房具の貸し借りをする生徒がいる」「学級全体がざわつく」
- ・対策を講じる
 - 授業改善（教師の授業力・人間力を高める努力）
 - 個別指導の手立て（個別の教材の工夫等）
 - 学級集団の課題解決（学年団との連携）

② 授業妨害と判断した場合

- ・授業担任は、インターホンで職員室に連絡
- ・職員室から、複数で教室に迎えに行く。
- ・別室に入れる。
- ・保護者連絡をし、事情の説明をし、必要があれば、迎えに来るよう依頼する。

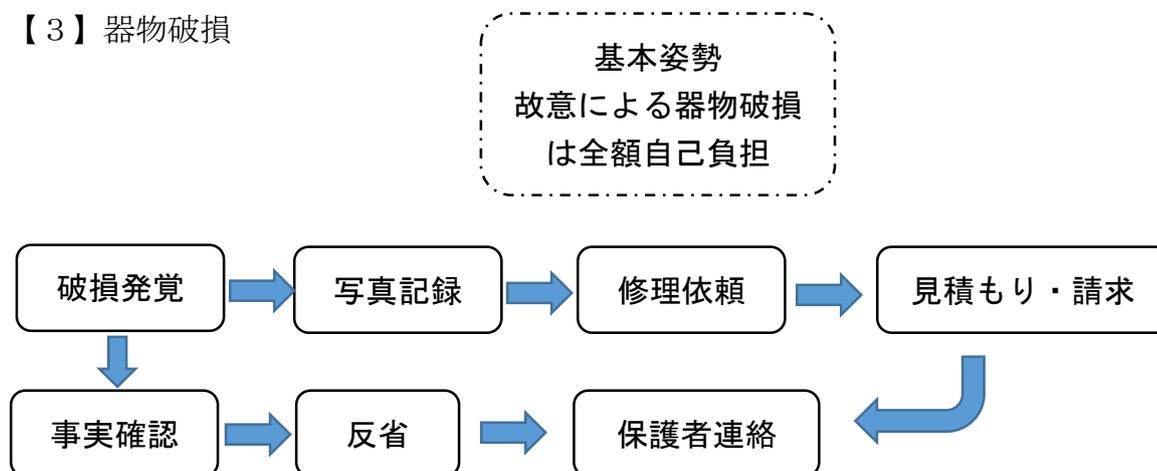
③ 別室での指導

- ・別室で学習させる。教材は、データベースプリント等、できるものをする。
- ・反省文が書ける状態であれば、反省文を書かせる。
- ・別室で反省後、学習に入れるようなら学習させる。
- ・無理な場合は、帰宅する。（必ず、保護者の迎えを頼む。）

④ 家庭での反省

- ・学年団で家庭訪問し、今後の対応について話し合う。
- ・必要に応じて、家庭での反省もお願いする。その際は、毎日、家庭訪問して学習指導を行う。
- ・該当生徒と人間関係を築く好機ととらえ、対話の機会を増やすこと。

【3】器物破損



【4】 犯罪行為

- ① 被害届が提出された場合
 - 警察が家庭連絡
 - 保護者が引き取り
- ② 警察から通報があった場合
 - 警察が家庭連絡
 - 保護者が引き取り
- ③ 万引き等で連絡があった場合
 - 店から警察へ →店から学校へ（直接、保護者への連絡をお願いします）
 - 警察が家庭連絡
 - 保護者が引き取り

基本姿勢
犯罪行為は警察
の処置に委ねる

保護者と密な連絡
を取り合い、該当
生徒の今後の学校
生活に生かせる事
後指導を行う。

刑事罰等に関わる犯罪については、警察と連携して、社会的な責任の取り方を学ばせる。

学校では、社会秩序を守るために法令遵守の考え方を根付かせ、社会人として自立できる人を育てる。

家庭でも、犯罪に関わる行為は許されないという意識を徹底し、社会的責任について話し合う時間を持つ。

【5】 その他

※ 上記の代表的事例以外については、その都度、協議しながら対応する。

平素からの指導が肝心！

★毅然とした対応をする。

- ・勝田中学校生徒指導計画を基本に対応する。
- ・体罰と懲戒は、明確に区別して指導する。（体罰は許されません！）

★組織で対応する。〈報告・連絡・相談・確認・徹底〉〈危機管理の「さしすせそ」〉

★同一步調・共通理解のもとに指導する。

★指導のステップをきちんと踏んで対応する。「生徒指導上の対処の手順について」

★確かな説明責任と細やかな対話に努める。→・生徒にも

・保護者にも

・教員相互にも

★学校に対する生徒・保護者・地域の信頼を得る。（教職員のサービスの厳正が基盤です。）

何につけても…

報告・連絡・相談・確認・徹底